

# 日本国憲法の法的連続性をポツダム宣言の 意義と國体護持の動向から考察する

— 改正帝國憲法としての日本国憲法の成立を検証する —

*Considering the Legal Continuity of the Japanese Constitution from  
the Perspective of the Significance of the Potsdam Declaration and  
the Trend Toward Preserving the National Polity*

— Verifying the Establishment of the Japanese Constitution as a Revised Imperial Constitution —

中川 直毅 NAKAGAWA Naoki

(教育学部)

## 1. はじめに

(1) 本稿は、日本国憲法が、憲法改正無限界説に則って大日本帝國憲法（以下「明治憲法」という。）を改正し成立しているとの見解に立って論じている。

日本国憲法は、戦後の世情未だ混沌とする中、明治憲法第73条に基づく改正手続を精微に踏んで、枢密院の諮詢と帝國議会の議決を得て、上諭を以て公布を知らしめている。この帝國議会においては婦人参政権を導入した改正普通選挙法により、民主的で完全な自由選挙によって選ばれた議員による衆議院と、学識者を議員として大幅に受け入れた貴族院とで憲法改正案は審議された。この過程を精査すると天皇たる「君」と国民の代表の「民」の主権が、昭和天皇のご聖断と上諭を以て民主的に選ばれた議員を通じて国民に禅譲され、主権の交代が相成ったものと考えている。即ち、憲法の制定過程で民主化を指向した「君」と「民」との間で自然と協定が成立したものと看做すことができる<sup>1)</sup>。これらは協定憲法説の範疇であり、明治憲法から現行憲法への法的連続性が維持されていることに繋がっている。なお、協定憲法説は、国民が主権者として憲法改正に関わっていることから、欽定憲法説<sup>2)</sup>を基底にした変形態でもある。

しかしながら、極限化した表現ではあるが、これらの法的手続だけに視点を当て論じてよいものなのだろうか。戦争に敗れ、占領された国家で君主制が保たれた例は皆無であり、近現代では知る限り見当たらない。然るに、我が国は神武帝の御代より連綿と続く万世一系の天皇と皇室制度を保持し得ている。これらは、大東亜戦争終結の過程とポツダム宣言が求める民主主義的傾向の歴史的事実が根拠となり、仮説的に側面支持を得ていたのではないかとの見地で本稿において考察しようと思う。

1) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 56頁参照

2) 欽定憲法説は、保守派の憲法学の重鎮で京都大学名誉教授であった大石義雄博士によって強く主張され、その門下生に引き継がれ京大憲法学派の主力学説である。憲法改正無限界説の立場をとり、民族自決の原則に反する対応がとられ、明治憲法改正の手続きを精微に踏んでの改正であったことを理由に、法的連続性を肯定して君主が制定した欽定憲法だとする。

(2) 我が国は、昭和20年（1945）8月15日に、國体護持を条件としてポツダム宣言を受諾し3年9カ月にも及んだ大東亜戦争<sup>3)</sup>は終結する。ポツダム宣言は、日本国政府に「民主主義的傾向の復活強化」や「基本的人権の尊重の確立」「平和的傾向を有する責任ある政府の樹立」などを求めていた。政府は、昭和天皇のご聖断を仰いだ上で、「天皇の国家統治の大権を変更する要求を包含し居らざることの了解の下に受諾する」との閣議決定を経て、8月10日に受諾を連合国へ通告している。もとより戦争の終結は、古今東西に亘り、難問中の難問であるが、8月15日を以て戦争を終結させることに成功したのである（9月2日に国際法上の降伏手続完了）。

そして、我が国は連合国軍の占領下に入る。対日反攻作戦の主力であった米国が、GHQ（連合国軍最高総司令部）の中核を担い、ポツダム宣言に則って、日本が再び巨大な軍備を持ち脅威とならないように帝国陸海軍の廃絶や、民主主義的傾向の復活を図るべく、日本国政府を通じた間接統治を以て、旧体制の変革を目指す占領政策を進めていく。米国は国益に適う最大値を求めて、占領政策の実効性を上げるべく、皇室制度の存続を認めた上で、明治憲法の見直しを図って、揺るぎない法の支配による民主主義国家として、また反共の防波堤として、米国の揺るぎない同盟国に組み込んでいくのである。

このような中で、戦前の我が国を良く知る米国政府内の知日派グループが皇室制度の重要性の理解について米国世論に求めていく動きと<sup>4)</sup>、米国政府内のリベラルグループによる、国際連合による平和確保の理念に組み入れて日本の民主主義の具現化を図っていこうとの理想主義が融合して、日本の統治体制の設計がなされていく。一方の日本国政府は、天皇と皇室制度の存続を一念に進め、國体護持を図らんとする強い姿勢の下、憲法第9条の戦争放棄を交換事項としてのみ込んでまで、これを実現しようと考えていた。

これらの観点に照らしてみると、國体の護持による天皇の存在が、日本国憲法の制定法理を超越した政治史的な論拠としてあるのではないかと思う次第である。

## 2. 問題の所在

2022年2月に勃発したロシアによるウクライナへの軍事侵攻については、本稿の執筆時においても、未だ終結の様相は無く、国連も、安全保障理事会に拒否権を有するロシア自体の軍事侵攻でもあり、なす術がない。戦争はするのはたやすいが、終息させるのは至

3) 正式決定は、昭和16年12月12日に、東條内閣が「今次の対米英戦争及び今後情勢の推移に伴い生起することあるべき戦争は支那事変をも含め大東亜戦争と呼称する」と閣議決定され、支那事変（日中戦争）と対米英戦争を合わせた戦争呼称を「大東亜戦争」と決定、行政上の根拠とされた。併せて、「平時、戦時の分界時期は昭和16年12月8日午前1時30分とする」とした。その後、帝国議会でいわゆる「大東亜戦争呼称法」が可決され、昭和17年3月1日から施行。これらが法令上の唯一の根拠となっている。

4) 駐日大使を務めたグルーが中心となって全米巡回公演や、国務次官就任後の早期講和への政治的努力もあり、ポツダム宣言の当初案12項には「このような政府は、再び侵略を意図せざることを世界が完全に納得するに至った場合には現皇室の下における立憲君主制を含み得るものとする。」との天皇制度の存続の文言も入っていた。もっとも、原爆実験の成功もあって宣言発表前に削除された。

難の業である。1978年の旧ソ連によるアフガニスタン侵攻についても11年間続いている。我が国も、大東亜戦争を終結させるのに難儀をしたが、国を二分する悲劇を避け得て破滅一步手前に戦争を終結させたことは、珠玉に値することである。一方で同盟国であったドイツの場合は、ヒトラー総統の狂気の国内焦土命令、本土に深く進攻されても降伏せず（出来なかった）、首都ベルリンの攻防戦までもつれ込み、ヒトラー総統は自殺。政府機能は失われ無政府状態となって敗戦に至り、軍事占領されて東西の分断国家の悲劇を招いた。

日本の場合は、昭和20（1945）年8月15日の段階で戦争継続の断念を連合国に通告できたことは、更なる犠牲者を出すことなく、国家破滅の手前で踏み留まったことになる。しかも、帝都東京は現に存在し天皇も居られて、司法省や文部省の建物もなんとか残り、政府機能は逃避することなく確り機能していた。本土については一切占領されておらず、軍も相当に武器や航空機、船舶を残しており、更には、中国大陸には100万を超える有力な支那派遣軍もほぼ戦わずして残存していた。これらも影響して、連合国軍の日本への進駐が2週間も掛かるなど慎重にさせることとなった。その結果として我が国は、ポツダム宣言の通りに日本政府を通じての間接統治が貫かれ、占領後の皇室制度、文化芸術などの伝統維持や国民生活にも有利な展開を招いたと考えている。

また、ポツダム宣言にある「民主主義的傾向の復活強化」<sup>5)</sup>との表現は、どのような背景で組み込まれることになったのであろうか。駐日大使を10年間務めた知日派の代表格のグルー国務次官（後に国務長官代理）や、ロンドン軍縮条約の交渉団として日本の全権公使の若槻禮次郎元首相らと知己を交えたスティムソン陸軍長官などが、天皇を敬愛する日本国民の精神的構造と大正デモクラシーの流れを汲み取り、協調外交を進めた平和傾向が存する政治家の復権への期待感とその理解についての信頼感が大きく作用したものと思う。

これらのことが、国民の天皇への敬愛、政府が機能していた事実、民主主義的諸政策の実績とも相俟って、皇軍の死中に活を求める激しい戦いの実態も呼び起こし<sup>6)</sup>、結果的に國体護持に繋がった可能性が高いのではないかと仮説を立てて考えていきたい。

これらの傾向が顕著に認められる歴史的な事案として「國体護持を果たそうとの終戦工作」と、民主主義的傾向のサンプル事例として「女性の高等教育」と「司法権の独立を護った裁判例」を取り上げて検証を試みることにする。

5) ポツダム宣言第10項「……日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」

6) 米国政府内では、本土決戦となり連合国軍が日本本土に上陸するならば100万人以上の戦力を投入し、これまでの戦いから多大な若者の犠牲が予想されており、可能な限り早期の戦争終結が求められていた。

### 3. 戦争終結への道程と國体護持

本節では、大東亜戦争終結へ向けた昭和天皇と政府の動向を通じて、國体護持による国家の存続への意義を検証する。

#### 3-1. 対ソ和平交渉への執着

(1) 戦争終結への政治過程を時系列に概観してみる。昭和16年(1941)12月8日の日本海軍の機動部隊による真珠湾攻撃により、日本と米国は戦争に突入し、緒戦は戦争準備の遅れと植民地軍を主力とした連合軍を圧倒し文字通り連戦連勝であった。しかしながら、昭和17年(1942)6月のミッドウェー海戦あたりを境として、連合軍の反転攻勢に遭い以後防戦の一途を辿っていく。

昭和19年(1944)7月には絶対国防圏の一角を占めていたサイパン島が陥落。この頃から米軍の長距離戦略爆撃機B29の制空権下に本土が入り空襲が本格化し始める。ここに来て、以前から進んでいた重臣らによる東條内閣倒閣の動きが加速化し、東條英機首相も抗するに苦慮する中、遂には岸信介国務大臣の講和推進を理由<sup>7)</sup>とする閣内不一致により内閣総辞職に追い込まれる。同月22日に小磯國昭内閣が、米内光政海軍大将との連立内閣として成立。小磯國昭首相は、戦争指導の一元化を図るべく、統帥権と国務権の連携を模索し最高戦争指導会議<sup>8)</sup>を設けて、本土決戦を唱えつつ秘密裏に、宇垣一成元陸相を通じて、中華民国重慶国民政府との和平工作を模索していく<sup>9)</sup>。

(2) 昭和20年(1945)2月に、近衛文麿元首相らが、「戦争継続は、ソ連による占領及び日本の赤化を招く」とのいわゆる近衛上奉文を昭和天皇に献言するも、余りに突飛であったこともあり、今はその時期ではないとして拒絶されている。3月には、重慶国民政府との和平工作が挫折したことから非公式な外交交渉が露呈し政権運営が行き詰まり小磯内閣は総辞職した<sup>10)</sup>。

昭和天皇は、信任の厚い予備役海軍大将の鈴木貫太郎に組閣の大命を下し<sup>11)</sup>、4月7日

---

7) 岸信介国務大臣は「本土爆撃は必至で、軍需生産も覚束かない状態では敗戦前に講和すべし」として、東條首相と対立した。

8) 大本営政府連絡会議を改称して設置。構成員は首相、外相、陸相、海相、参謀総長、軍令部総長の6人。幹事として内閣書記官長と陸海軍軍務局長が陪席。戦争に関する首脳間の最高会議であったが、法的な決定権はなく閣議決定を必要とした。

9) 南京国民政府考試院副院長繆斌(ちんゆう)を通じて、中華民国重慶政府蔣介石総統との和平を模索。「南京政府解散・大陸本土から撤兵、満洲国容認」を提案され、最高戦争指導会議に招く話までに至るも、重光葵外相が信頼性に難ありとして猛反対し、白紙化。閣内不一致で総辞職の要因となる。他にもスイスやバチカン法王庁にも働きかけていた。

10) 伊藤隆・渡邊行男『重光葵手記』中央公論社 1986年 464~467頁参照

11) 組閣を命ずる際に「卿に内閣の組織を命ずる。組閣の上は憲法の条規を遵守するよう。また外交の事は慎重に考慮し、無理押しせぬよう、国内の経済についても、大変動を起こさぬよう、急激な財政政策をとらぬこと」と言われるのが慣例となっていた。

読売新聞社編『昭和史の天皇1』中公文庫 2011年 372頁引用

に鈴木内閣が成立<sup>12)</sup>。鈴木首相は、陸軍が翌年4月に日ソ中立条約が期限切れとなることから、ソ連軍の満洲侵攻を極度に恐れていたことを承知しており、これを意識した参戦回避の外交姿勢で臨むこととした。東郷茂徳外相も、ソ連を仲介とするならば、継戦に強固な陸軍も拒む理由が無いだろうということで、困難承知の上で、ソ連を仲介役とする和平交渉を開始している。5月に最高戦争指導会議を開催し、東郷外相が、ソ連の参戦防止・中立の確約・戦争終結を目的としてソ連に仲介を依頼する外交方針を正式決定した<sup>13)</sup>。その後、広田弘毅元首相は、マリク駐日ソ連大使と幾度か会談を重ねるが、陸軍の圧力で積極的な働きかけと感ずかれぬようにするため、敢えて戦争終結の依頼を意図的に明言しなかったことから懇談に留まり、成果も進展もなかった。

(3) 最高戦争指導会議では、國體護持と皇土保衛のためとして、「今後採ルヘキ戦争指導ノ基本大綱」を採択し、御前会議で正式決定することで、表面的には改めて戦争完遂を強調していたが、これは陸軍によるクーデターを回避するための欺瞞行動であった。実際には、昭和天皇の同意の下、木戸内大臣、東郷外相、米内海相の限られた政府首脳により、引き続きソ連への和平斡旋に期待して動いていた。

6月に入り昭和天皇は、親書奉戴の特使派遣を立憲君主としての立場を重んじて感想との形で鈴木首相に内々に伝えておられた。22日の御前会議でも昭和天皇は、ソ連による和平斡旋を迅速に行うよう鈴木首相に要請している。もっとも、広田元首相からのマリク駐日大使への再三に亘る面会の働きかけは、宰相殿の昼弁当宜しくのりくりとかわされて面会は実現せず<sup>14)</sup>、進展していなかった<sup>15)</sup>。

この5月から6月の間に、ポルトガルやスイスの在外大使館の駐在武官からの情報や駐モスクワ大使館帰国者からの見聞<sup>16)</sup>により、ソ連の対日参戦情報が外務省や参謀本部には入っていたが、統帥権と政府の隔たりにより相互の情報共有はなされず重大性への認識についても低かったようである。

### 3-2. 近衛特使とポツダム宣言の発出

(1) 7月7日に東郷外相は、近衛特使の派遣と和平斡旋の依頼を駐モスクワ日本大使館宛に訓電し、佐藤大使がモロトフ外相に面会を求めるが、ソ連は様々な理由を付けて断り

12) 陸軍は、鈴木貫太郎首相に対して、「①戦争目的の遂行、②本土決戦の防衛戦備充実、③陸海軍の統合に努力」の3条件受諾ならば協力すると伝え、了解を得る。

13) 庄司潤一郎『戦争終結をめぐる日本の戦略』戦争史研究書国際フォーラム研究所 2010年 133頁参照

14) 1600年の関ヶ原の戦いの際に、南宮山に陣取った毛利軍の総大将の毛利秀元は、日和見を決め、再三の西軍からの参戦要請の使者に対して、「昼弁当を食している」として返事をのりくりと延ばし延ばしにしたとの逸話がある。

15) 広田・マリク会談では、満洲国の中立化などを提案し、仲介役を依頼するが何も進展せず。陸軍軍務局は、ソ連大使に戦艦長門や空母鳳翔などと航空機用燃料付飛行機との交換を外務省には内緒で伝え、失笑されていた。読売新聞社編『昭和史の天皇2』中公文庫 2011年 39頁引用

16) モスクワからシベリア鉄道を経て帰国する際に鉄道便による兵員移動などの情報を得ていた。

続ける<sup>17)</sup>。しかも17日開催のポツダム会談に参加して近衛特使のことを米英に明かして対応を協議し、対日宣戦布告時まで回答を放置することにして、宣言への署名までも秘匿した。このような悪辣卑劣に背信行為を行うソ連に和平斡旋の依頼をしていた自体が、そもそも無知無理な話であった。

7月26日にポツダム宣言が発出され、政府は27日受信している。東郷外相は最高戦争指導会議と閣議において、本宣言は有条件の講和提言なので、「これを拒否する時は極めて重大なる結果を惹起するもの」と発言していたが、政府としては、なおもソ連政府の和平斡旋に期待し続けることになった<sup>18)</sup>。28日に鈴木首相は、記者会見で「政府としては重大な価値あるものとは認めず黙殺し、断固戦争完遂に邁進する」<sup>19)</sup>と話したが、この黙殺<sup>20)</sup>が誤訳され拒絶と発表されてしまった<sup>21)</sup>。

(2) そして米国は、この鈴木発言を奇貨として、戦争の早期終結と戦後の国際関係の優位性を核武装の軍事力を以て維持するべく、8月6日午前8時頃広島に、9日午前11時頃長崎に、あの残虐殺戮兵器で国際法違反である原爆をそれぞれの地に投下、広島と長崎は壊滅する。9日未明には、和平斡旋に期待を寄せていたソ連が、日ソ中立条約の有効期間中にもかかわらず、国際法違反の禁を犯して突然に宣戦布告をしてきた。有力なソ連の機甲部隊の大軍は満洲国に侵攻し、南方戦線に兵力を抽出し弱体化していた関東軍では侵攻を防ぐことなす術もなく総崩れとなり、満洲国軍の反乱もあって、満洲国と共にこの地も壊滅。また、ソ連軍は、同時に南樺太などにも侵攻してきた。このような状況下では、さすがの陸軍も戦意喪失状態となり、このままでは、北海道への上陸や帝都東京に第三の原爆投下も危惧し得る事態となった。政府も、事ここに至ってはポツダム宣言を受諾する他に選択の余地無しとの差し迫った状況に追い込まれた。

### 3-3. 御前会議とポツダム宣言の受諾

(1) 8月10日の夜更けに御前会議が緊急開催された<sup>22)</sup>。ポツダム宣言の受諾を前提としながらも、東郷外相、米内海相、平沼枢密院議長が、「天皇の地位の保障のみを条件」を主張し、阿南陸相、梅津美治郎参謀総長、豊田副武軍令部総長は、「國体護持、戦争責任者の自国処罰、自主的な武装解除、保障占領の拒否」の四条件を付した受諾を絶対条件とすべきと主張し、議論は平行線をたどる。この時点で、鈴木首相は、この事態を予測して

17) ソ連は、既にヤルタ会談でドイツ戦勝日から3カ月以内の対日宣戦を米英に約束していたことが戦後判明している。

18) 読売新聞社編『昭和史の天皇3』中公文庫 2012年 357頁引用

19) 毎日新聞 昭和20年7月28日付記事

20) 鈴木首相は、「相手の言い分をあまり歓迎していない、結果的には拒否したい気持ちは内々にはある」との含意で政府見解とし、「黙殺」と発言したが、同盟通信社からは「ignore（無視する）」と訳して放送され、更にそれを連合国側は「reject（拒否する）」と受け取り海外放送した。読売新聞社編『昭和史の天皇3』中公文庫 2012年 368頁・379～380頁参照

21) 読売新聞社編『昭和史の天皇3』中公文庫 2012年 365頁参照

22) 10日午前0時3分開催。ポツダム宣言の受諾は条約の受け入れとして枢密院議長も出席。

事前に昭和天皇に憲法運用上の異例の措置を承知の上で、外務大臣案又は四条件案の何れに拠るべきかのご聖断を仰ぐことを依頼していた。就いては、昭和天皇は会議の席上で異例ながらも、「それならば私の意見を言おう」「私の意見は、さきほどから外務大臣の申しているところに同意である」<sup>23)</sup>と発言され、戦争の早期終結を望まれたことから、反対する者も沈黙せざるを得なくなり、ポツダム宣言を受諾することとなった。

このご聖断は、明治憲法の天皇大権<sup>24)</sup>の行使ではあったが、國務大臣の輔弼がなければ法的効力は生じないとの憲法習律による政治運用がなされていたので、その直後の午前3時に臨時閣議を開き、明治憲法第55条「國務各大臣は天皇を輔弼しその責に任ず」の規定に基づきポツダム宣言の受諾を閣議決定している。

このように、ポツダム宣言から広島原爆投下までの10日間、更にご聖断までの4日間の都合2週間は、政府の政策決定機能は麻痺し、無決定の極限化により何も決められない状態であった。ようやく、昭和天皇が、立憲君主としての例外的措置として、憲法習律を破る形で天皇大権を自力行使することで、政策決定の機能を回復させたのである<sup>25)</sup>。

(2) 御前会議での昭和天皇のお言葉は、これに出席した迫水久常内閣書記官長のメモによると、「戦争が始まってから陸海軍のして来たことは、予定と結果が違う場合が多かった。今陸海軍は本土決戦の準備をしており、勝算はあると申しておるが、私はその点を心配している。先日も参謀総長から九十九里浜の防衛対策の話聞いたが、侍従武官が現地を視察しての報告とは非常に違っている。装備完了との報告だったが、実は銃剣さえ持たぬ兵士のいることが判った。このような状態で本土決戦に入ったらどうなるか。私は非常に心配である。或いは日本民族は皆死んでしまわなければならないことになるのではないかと思う。そうなれば皇祖皇宗から受け継いできたこの日本という国を、子孫に伝えることができるか。日本という国を子孫に伝えるためには、一人でも多くの国民に生き残って貰って、その人達が将来起ち上って貰う外に道はない。これ以上戦争を続けることは日本国民ばかりでなく、外国の人々も大きな損害を受けることになる。私としては、忠勇なる軍隊の降伏や、武装解除は忍びがたいことであり、戦争責任者の処罰ということも、その人たちがみな忠誠を尽くした人であることを思うと、堪えがたいことである。しかし国民全体を救い、国家を維持するためには、この忍びがたいことも忍ばねばならぬと思う。私はいま、日清戦争のあとの三国干渉のときの明治天皇のお心持も考えている。みなの方はこの場合、私のことを心配してくれると思うが、私はどうなってもかまわない私はこうい

23) 読売新聞社編『昭和史の天皇4』中公文庫 2012年 391頁引用

24) 明治憲法第6条から第16条までに定められた天皇の権能を天皇大権と呼ぶ。憲法条規では議会の議決や他の機関に委任することなく行使することができることになっていたが、実際は國務に関する権能は國務大臣の輔弼を受けることになっていた。なお、第11条の統帥権に就いては参謀総長と軍令部長が輔翼した。第12条の陸海軍編成の予算に関しては國務に属するとの意見もあり当時の学説も國務か統帥かに分かれていた。

25) 倉山満『帝国憲法物語』PHP 研究所 2015年 128頁参照

うふうに考えて、戦争を即時終結することを決心したのである。』<sup>26)</sup>と述べられたと記録されている。会議での緊迫した情景が伝わってくるが、このお言葉に基づいて終戦の詔勅の原案が作成されている<sup>27)</sup>。

これまでは、輔弼の任にある者から正確な情報が入っておらず、これに疑義を感じられて直下の侍従武官を派遣して情報収集され、現実との乖離が著しく極大化したことで危機感を持たれたものと思われる。その結果として、ご聖断は、明治憲法下の憲法習律としての立憲君主としてのお立場をはみ出す行動ではあったものの、憲法の統治権の総攬者として、本来的には明治憲法第13条に明文化されている外交大権の行使を、国家非常事態に遭遇し異例の措置として行使されることになった。これは国家機能による緊急時の正当防衛としての適法行動であろう<sup>28)</sup>。

### 3-4. 最後の戦いと國体護持の真意

(1) 政府は残存の海外通信網を使って、ポツダム宣言の受諾について伝えていく。8月10日午前にNHK海外放送は、「政府により、日本軍は降伏を決定する準備がある」と世界へ向けて放送し、同盟通信社も、モース通信で「天皇の地位が保障されていることを条件に、ポツダム宣言を受諾する」と米英仏など連合国に直接通知を行っている。また、利害関係国(中立国)に駐在するスイス大使館の加瀬俊一公使とスウェーデン大使館の岡本季正公使は両国の外相に、ポツダム宣言の受諾の趣旨を書面手交し連合国への通知を依頼した。これら一連の行為により連合国からの回答を待つことになる。

国際法上(不戦条約など)は、ポツダム宣言の受諾と降伏調印は別物として取り扱っており、前者は「戦争状態を終わらせる」との意思表示であり、後者は「戦争の止め」という意味である。もっとも、これが悲劇の更なる拡大の要因になった。同日夜にソ連軍は南樺太及び北千島の占守島に進攻してくる<sup>29)</sup>。陸軍第5方面軍<sup>30)</sup>は、司令官樋口季一郎中将の強い意思で反撃に転じ、とりわけ占守島では、装備優秀、豊富な食料・弾薬を有し、有力な戦車部隊も麾下に収める精鋭部隊が徹底抗戦に尽くし、ソ連軍を押し返す快挙も見られたが、南樺太では市民を巻き込んだ戦いとなり多くの犠牲者を出している。

(2) 同月12日に、米国のバーンズ国務長官から「降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認める処置を執る連合軍最高司令官に

26) 読売新聞社編『昭和史の天皇4』中公文庫 2012年 393~394頁引用

27) 迫水書記官長が慣例に倣い漢語調にして、田尻愛義大東亜次官と小川一平内閣囑託の協力を得て原案を作成した。読売新聞社編『昭和史の天皇4』中公文庫 2012年 404~408頁参照

28) 明治憲法第13条の外交大権以外にも、第31条の非常大権も重なっている可能性もある。非常大権は、戦時又は国家事変の場合に、憲法の権利保障の規定にとらわれずに措置することができた。

29) 南樺太は豊原に司令部のある第88師団が、占守島は幌筵島に司令部のある第91師団の一部有力部隊が守備していた。

30) 第5方面軍の編成は、第88師団(南樺太:豊原)、第91師団(幌筵島)の他に第7師団(帯広)、第42師団(稚内)、第89師団(択捉島)、独立混成第101旅団(苫小牧)、独立混成第129旅団(得撫島)。

従属 (subject to) する」としつつ、「日本の政体は日本国民が自由に表明する意思のもとに決定される」との正式返答があった<sup>31)</sup>。外務省は「subject to」を支配下に置かれると翻訳したが、陸軍参謀本部は、「隷属する」と曲解し國體護持の再照会を強固に主張することになる。同日朝に、昭和天皇は軍人を務める皇族<sup>32)</sup>にポツダム宣言受諾承認を伝えている。午後には、梅津参謀総長と豊田軍令部総長が、ポツダム宣言受諾反対を帷幕上奏<sup>33)</sup>し、その間にも、地方の空襲は続き大阪市も大空襲を受け多くの市民が亡くなっている<sup>34)</sup>。

翌13日も引き続き2回の閣議や最高戦争指導会議と政府首脳会議が繰り返して行われるも、國體護持の再照会について紛糾し続けていく。このような中、外務省は、岡本季正駐スウェーデン公使からの「バーンズ回答は日本側の申し入れを受け入れたものである」<sup>35)</sup>との情報を得ることになる。

### 3-5. 8月14日の御前会議と降伏通知

(1) 8月14日午前11時に再び御前会議が昭和天皇の希望により開催された。明治憲法による天皇の招集権の存否に係る法的解釈の入る余地を回避するべく、前回とは異なり懇談の形で開催することになった。会議では、再び、阿南陸相や梅津参謀総長らが、陸軍内で一部将校のクーデターの危惧を認知した上で、戦争継続を主張して議論は行き詰ることなくまたまた平行線を辿っていた。

このような中で、昭和天皇は、懇談形式をとっていたことから、法的に束縛されることなく意見の開陳機会を得ることができ、「私自身は如何になろうと、国民の生命を助けたいと思う。私が国民に呼び掛けることがよければいつでもマイクの前に立つ。内閣は至急に終戦に関する詔書を用意して欲しい」<sup>36)</sup>とお言葉を賜わることになり、これを受けて鈴木首相は詔書勅案奉仕の旨を拝承した。その直後に臨時閣議を開き、明治憲法の規定を踏んで、終戦の詔書に国務大臣署名が行われ、今回も法的根拠を残している。そして、深夜に昭和天皇による玉音放送が録音された。

(2) この時点で停滞していた政府の動きも俄かに活動的になり、ポツダム宣言の受諾、連合国への降伏を国民、軍部、そして連合国に知らしめるべく、様々の対応が矢継ぎ早に

31) 戦後判明の回答意図は、「天皇の権力は最高司令官に従属するものであると規定することによって、間接的に天皇の地位を認めたもの」であった。また、トルーマンは自身の日記に「彼らは天皇を守りたかった。我々は彼らに、彼を保持する方法を教えると伝えた。」と記している。

32) 賀陽宮恒憲王少将（陸軍大学校長）、閑院宮春仁王（戦車第四師団長心得）など。

33) 陸軍大臣、海軍大臣、参謀総長、軍令部総長が軍機・軍令について、閣議を経ずに直接天皇に上奏すること。

34) 13日千葉空襲、小田原空襲、熊谷空襲、花巻空襲など地方の空襲は続き、14日には大阪大空襲があり、大阪砲兵工廠は壊滅し、京橋駅に1トンの爆弾が落ちている。

35) 山下祐志『アジア・太平洋戦争と戦後教育改革』宇部高等専門学校研究報告第44巻 1998年 6頁引用

36) 読売新聞社編『昭和史の天皇4』中公文庫 2012年 463～464頁参照

実行されていく。同日深夜には昭和天皇による玉音放送が皇居内でレコード録音され、翌日正午のNHKラジオ放送にて、国民に知らせる準備が行われており、終戦の詔勅を掲載した官報の号外、内閣告諭の号外も印刷されている。併せて、加瀬駐スイス公使および岡本駐スウェーデン公使が両国外務省を通じて、ポツダム宣言受諾に関する正式な詔書を発布した旨を連合国側に伝達している。

(3) 陸軍の動向は、御前会議の直後（午後1時）に、阿南陸相が、陸軍の井田正孝中佐らクーデターを企図せんとする者と会い、昭和天皇のお言葉を伝えてご聖断は下ったとして恭順するよう説いた。しかしながら、15日未明には、井田中佐らの徹底抗戦派の陸軍軍人が、玉音放送の録音音源の強奪と宮城（皇居）占拠を意図して、森越近衛師団長を殺害し、偽の命令書でクーデターを起こそうと暴挙にでるが、所詮は思い付き的な行動で無理があり、東部軍司令官の田中静老陸軍大将の直卒の部隊により15日朝には鎮圧された。午前6時過ぎに事件発生を知った昭和天皇は「自らが兵の前に出向いて諭そう」と述べておられるが、クーデターは未遂事件（宮城事件）に留まり、阿南惟幾陸相も15日早朝に一死大罪に報いるとして自決している。

### 3-6. 玉音放送

このような事態を経て、8月15日正午にいわゆる玉音放送と呼ばれている昭和天皇による「全国民と全陸海軍に向けたポツダム宣言受諾と日本の敗戦を表明する」詔書の放送が行われた。当日は、情報局の要請により新聞朝刊の配達为正午以降とされた。ラジオも重大放送の予告として、全国と外地のラジオ放送ニュースで、「15日正午に天皇陛下御自らの放送がある」、「国民は1人残らず玉音を拝するように」などと繰り返し報じている。また情報局からは、官公署や鉄道省駅舎、通信省郵便局などの受信機を活用し国民が放送聴取可能となるようにとの指示も行われた。もっともこれらの何れについても内容は伏せられていた。

いわゆる終戦の詔書の草稿は、迫水久常内閣書記官長が、先述の10日と14日に行われた御前会議のメモを下地にして原稿を作成した<sup>37)</sup>。閣議では、阿南陸相が、原案「戦勢日に非ず」を「戦局必ずしも……」への拘りや、安倍源基内相らは原案の「義命の存する所」は分かり難いとし、安井藤治国務相（予備役陸軍中將）も「時運の赴く所……」に変更すべしと意見を出している。石黒忠篤農相からは「朕は、常に神器を奉じて」は、連合軍に三種の神器を詮索されるのではとの意見があり削除している。このように、最後まで國体の護持に影響がないように、様々に工夫、修正を図っていた<sup>38)</sup>。

37) 昭和天皇が「私の身はどんなつてもよい」とのお言葉はポツダム宣言10項（戦争犯罪人の処罰など）を回避するため入れないようにした。

38) 読売新聞社編『昭和史の天皇4』中公文庫 2012年 458頁参照

### 3-7. 停戦と降伏、終戦

(1) 8月15日午後大本営は、積極進攻作戦の中止の命令を出したが、これは実質上の停戦命令である。これにより未だ106万人の兵力を有し、蒋介石の中華民国をはじめ連合国軍が脅威としていた支那派遣軍を含め、外地・占領地のほぼ全ての日本軍が速やかに戦闘を停止したのである。16日に鈴木内閣は責務を果たし総辞職し、17日終戦時の混乱を収めるべく、異例のことながら重臣会議を経ずして皇族で陸軍大将の東久邇宮稔彦王に組閣の大命が降下し、東久邇宮内閣が成立した。政治が未経験な宮様首相を補佐すべく、元首相の近衛国務相、外交通の重光外相、読売新聞社社主の緒方竹虎内閣書記官長、旧政党で財界重鎮の中島知久平商工相を配して補佐することにした。

(2) スターリンは、予めから領土奪取を画策しており北海道の北半分の分割占領を米国政府に提案したが、トルーマン大統領にヤルタ会談の合意内容を超えると拒否された。したがって、ヤルタ会談で取り決められていた南樺太と千島列島を確保すべく、8月15日以降もソ連軍は、南樺太・千島の侵略を続け、可能な範囲で領土奪取を実行。我が国の固有領土である南千島については、8月28日択捉島、9月2日国後島、9月3日歯舞諸島、そして8月31日得撫島に上陸し占領し、9月5日まで侵略を続けて、朝鮮半島38度線以北の全域と合わせて完全に支配下に置いた。なお、国際法上（ハーグ陸戦条約）の戦争終結は、9月2日米国戦艦ミズーリにて、日本側全権代表団が降伏文書に調印した日となる<sup>39)</sup>。

### 3-8. 小括

近現代において、戦争に負けて占領された国の君主制が存続したことはなく、まして現役の君主が退位することなくそのまま在位したなどは仄聞することさえない。然るに、我が国においては、昭和天皇は戦前戦後を通じて在位され、今上陛下に皇統を受け継いでおられる。終戦期の政治は混迷しながらも、政府首脳陣は、國體護持を最終的で唯一の目的として、他国に類を見ない統一感を以て奮闘した。米国にとっても、権威の象徴たる天皇の存置は、日本の占領統治を平和的に行っていく上での、唯一無比で最大のキーパーソンとみており、時間の経緯とともに、昭和天皇のお人柄もさることながら、その存在には一目も二目も置くようになっていった。

國體護持の意味が曖昧であったのも建国以来最大級の国難に際して役立った。國體とは、憲法習律による立憲君主としての元首たる天皇による体制の維持であり、昭和天皇の守護的な最低限の維持を求める体制でもあり、連続と続く権力からは遠い権威の象徴たる天皇の制度の存置などと緩やかに捉えられていた。結果的に、戦争終結においてこの國體護持が文言だけ優先的に使われ、その中身は其々の思う処に自然と委ねられたのが幸いし

39) ミズーリ号での降伏文書調印。政府全権は外務大臣重光葵。大本営全権は参謀総長梅津美治郎陸軍大将ら。なお、軍令部総長の豊田副武海軍大将は出席を拒否している。

て、継戦派の力を低減することができて内戦なども起こさずに、国家の存亡の危機から脱することができたと考えている。

#### 4. 明治憲法下の民主主義的傾向

本節では、戦前の民主主義的政策を概観し、教育の男女平等への動向と戦時下の司法権の独立擁護について検証を試みる。

##### 4-1. 憲政の常道

(1) 明治憲法は、確かに天皇に大きな権限があったが、できるだけ立憲主義に基づく政治運用を行うとの考え方と民本主義（民主主義）の思想潮流に支えられており、また簡文憲法が故に、大正デモクラシーと呼ばれていた人権擁護や民衆参加も政治運用（解釈運用）により実現されていた。明治憲法の条文は一見では、天皇の巨大な権能が目についてしまい、議院内閣制も明文化されていなかったものの、実際には、英国立憲君主制に準ずる政党政治の慣例としていわゆる憲政の常道により運用されていた<sup>40)</sup>。

大正7年（1932）9月には、それまでの藩閥政治は行き詰まり、平民宰相と言われた原敬内閣による本格的な政党内閣が誕生する。この頃の政治思想は、東京帝国大学の美濃部達吉博士の国家法人説や政治思想家の吉野作造博士の民本主義などの自由主義を基底とした立憲主義による政党政治が行われており、国民も自由な生活ができ、進取な芸術文化も栄える、まさに民主主義的傾向が色濃く反映される時代が始まっていたのである。残念ながら原敬首相は暗殺されてしまうが、その後は高橋是清、加藤高明、若槻礼次郎、田中義一、浜口雄幸らが首相を務める内閣が続いていく。

(2) その後も、普通選挙制度を求める普選運動が活発になり、言論・集会などの自由も大いに認められており、陪審員制度<sup>41)</sup>もでき、軍事面でも協調外交の下、陸軍軍人の定数削減が図られ民本主義を理解する穏健な軍人も多数見かけるようになっていた。社会面でも、学校教育や労働者の働き方に男女平等意識が広まり、労働組合の団結権やストライキ権などを理解していこうとする動きも起こり、健康保険制度も導入されている。また、文化面でも大学の自治権の獲得などの運動が展開されていく。濱口内閣においては、女性教育に立憲政治教育が導入され、女性が選挙演説などの立ち合い聴取も可能となり、限定的ながら政治参加が可能となった。貴族院の反対で廃案となったものの婦人公民法案や労働組合法案を衆議院では通過させている<sup>42)</sup>。これらの時期は、長年の懸案でもあった不平

40) 政党政治の慣例のことで、内閣総理大臣の任命において、明治憲法下の衆議院で第一党の党首に対して組閣の大命を下し内閣を組織させるもの。

41) 陪審法による陪審制度。刑事事件の第一審の公判で12人の陪審員が証拠調べ等の結果に基づき犯罪事実の有無を評議し裁判長に意見を答申する制度。地裁事案が対象で、法定陪審（死刑・無期懲役・禁錮の事件）と請求陪審（被告人請求の3年を超え有期懲役・禁錮の事件）があった。陪審法は昭和3年10月に全面施行されたが昭和18年4月に停止され現在に至る。

42) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 246頁引用

等条約の改正が実現し、政党政治が開花するなど、大正年間から昭和7年頃までが、明治憲法下における最高の政治経済・社会文化の興隆期で、まさに民主主義的傾向とされる時期であった。なお、昭和13年（1938）には、地主制度の緩和を図り自作農の拡大を目指した農地調整法も制定されている<sup>43)</sup>。農地改革は計画段階で頓挫したものの戦後の改革で役立っている。

(3) この間には、元老または内大臣（重臣会議）<sup>44)</sup>が衆議院で過半数を制する政党党首を首相に相応しいとして天皇に上奏し、組閣の命が下されていた。このように政党政治が開花したものの、政党間で政争を繰り返している間に国民の信頼が失墜し、軍部に付け入られることとなり、官僚内閣や軍人内閣にとって代わられてしまった<sup>45)</sup>。なお、政党内閣については、私は、実際上の政党内閣である、齋藤実内閣、岡田啓介内閣までの間は続いたと考えているが、通説では、昭和7年（1932）5月に軍部の反乱で犬養毅首相が暗殺された時点で終焉したとされている。

(4) 明治憲法下で、憲政の常道が実現していたのは、憲法自体が簡文構成で柔軟性があり政治運用できたからである。明治憲法の権利・自由の保障は、「法律ノ範囲内ニ於テ」や「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」という法律の留保がついており、明文として権利保障されていても法律でいくらかでも制限ができ、実態なきものとされ、権利の脆弱性が指摘されている。確かに、法律による制限はあったが、これは一面的な強調に過ぎず、法律の留保には、国民代表機関の意思としての帝国議会の議決がなければ、権利制限のある法律は成立できなかったと考えている。

この一例として、加藤高明内閣の時代に普通選挙法と時同じくして成立した治安維持法についても、後年、思想検事や特高警察全盛の時代となり、同法の拡大解釈が主流となり悪名高くなる同法の運用についても、若槻禮次郎内閣、濱口雄幸内閣あたりでは、「私有財産の維持」に限って取締り、國体の概念の拡大解釈や恣意的な運用を通じたプロレタリア思想の取締りや関連団体の検挙を目的としてはいなかった<sup>46)</sup>。

## 4-2. 女性の高等教育への進出

(1) 高等女学校<sup>47)</sup>は、明治24年（1891）に改正中学校令として法的に初めて明文化され、明治32年（1899）には高等女学校令が制定公布されている。その後、政権を担った、原敬首相は、鉄道網の整備と共に教育振興政策にも熱心で、とりわけ婦人教育に力を入れている。この頃に女性への中等教育機関の法令整備が進み、大正9年（1920）7月に高等

43) 道府県及び市町村が地主に対して土地の解放を求めることが可能など不十分ながらも自作農創設の条項が盛り込まれた。

44) 最後の元老西園寺公望の引退後は、首相経験者による重臣会議の議を得て内大臣がその任を行った。

45) 政治運用は慣例で法的拘束力はないとの説もあるが、筆者は慣例が恒常化して認められた憲法習律との説を支持している。

46) 荻野富士夫『思想検事』岩波新書 2006年 40頁参照

47) 明治15年頃に師範学校附属としてこの言葉が使われ始めた。

女学校令を改正して修業年限5年とし、従来の専攻科に加えて卒業生向けの高等科（修業年限2年）も設置可能とした。私立大学の増強についても意を注ぎ、同年12月には大学令が施行され、私立大学は専門学校令適用の大学から名目共に大学となった。これらに伴い帝国大学出身者<sup>48)</sup>や男子学生に限定されていた高等文官試験が不平等であるとの機運も高まり、帝国大学法科の無試験制度は廃止され特定私立大学の制度も改められ<sup>49)</sup>、教育の平等化が進んで行く<sup>50)</sup>。その後、高等文官試験司法科の門戸開放についても議論の俎上にあがり<sup>51)</sup>、判事・検事と弁護士が別々となっていた試験が、高等文官試験司法科試験<sup>52)</sup>に共通化されている。このような平等化意識が高まる社会情勢の中で、女性への高等教育の必要性が識者の間では益々高まり、昭和5年頃に女性にも弁護士資格を認めようとの弁護士法改正と高等文官試験司法科改正の動きが高まり、それに連動して女性に法律を教える場が必要だとの気運が急速に高まり、女性の法曹進出を見込んでの準備もなされていく。

(2) この一例が本稿執筆時に放映されていたNHK朝ドラ「虎に翼」の主人公のモデルとなった元判事の三淵嘉子が通学していた明治大学である。明治大学資料館の記録によると、明治大学専門部女子部法科もそのひとつであった<sup>53)</sup>。授業内容は、哲学や歴史学、文学などの一般教養に始まり、法律の基礎である六法を全般的に学ぶことになっていた。女子部法科は、本科に進学するための前段階として設置されていた。当時の高等女学校では、法律を学ぶ機会は全く無かったので、3年間で予備知識を身につける授業を編成していた<sup>54)</sup>。昭和11年度試験からは、高等文官試験司法科<sup>55)</sup>を女性も受験できるようになった。

48) 帝国大学は上級官吏養成が目的。内地7校（東京、京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋）、外地2校（京城、台北）。

49) 帝国大学法科卒業生には、判事・検事登用試験の1回目試験の免除制度及び弁護士試験の免除があった。また、私立では八つの法律学校に限り受験できた。東京専門学校（早稲田大学）、慶応義塾（慶応義塾大学）、英吉利法律学校（中央大学）、明治法律学校（明治大学）、東京法学院（法政大学）、専修学校（専修大学）、日本法律学校（日本大学）、関西学院（関西学院大学）。

50) 高等文官試験の女性進出もあり、大正2年に東北帝国大学理学科に3名の女子学生の入学が第一号。その後大正14年に九州帝国大学が、昭和10年に北海道帝国大学と大阪帝国大学も門戸を開いたが、そこまで限りであった。

51) 日本で弁護士という職業が登場したのは明治26年の弁護士法の制定から。

52) 高等文官試験司法科の試験内容。筆記試験と口述試験で構成。一次は論文式の筆記試験で7科目。必須科目に帝國憲法、民法、刑法、商法、そして民事訴訟法又は刑事訴訟法の何れか。選択科目は2科目で、行政法、破産法、国際公法、国際私法の他に哲学や心理学、経済学などから事前に指定する。二次の口述試験は3科目で、民法又は刑法が必須とされ、残り2科目は選択。筆記試験に通れば口述試験に落ちても希望により翌年の筆記試験が免除。試験会場は帝国議会の議場が使用されていた。昭和13年度の合格倍率は、出願者数：2942人。口述試験合格者：242人。合格率8.2%の超難関試験であった。

53) 当時の学長は、東京帝国大学法学博士で元大審院長の横田秀雄（1862～1938）であった。

54) 明治大学資料館によると、実際は、昭和4年入学の法科第1期生93名→3年後54名。2024年朝ドラ「虎に翼」の主人公のモデルとなった三淵嘉子の法科第4期生（昭和7年入学）は52名、卒業者は僅かに5名。

55) 判事と検事の採用試験（判・検事登用試験）と弁護士の試験（弁護士試験）は別々にあり、合格後の養成制度も前者は司法官試験補として共通であり、弁護士の養成制度の弁護士試験補とは別個にあったが大正12年に統一され高等文官試験司法科になる。

これに合わせて、明治大学などでも法学部の中に女子部<sup>56)</sup>が誕生している。

(3) 国際連盟脱退など世情不安定の中、斎藤実内閣は、昭和8年(1933)5月に弁護士法を改正し、昭和11年(1936)からは実際に女性が高等文官試験司法科の受験が可能となり<sup>57)</sup>、昭和13年(1938)には実際に女性弁護士が誕生している<sup>58)</sup>。もっとも、当時の高等教育<sup>59)</sup>への進学率は微々たるもので、奈良県立図書館の情報によると、昭和10年の進学率は男性5.6%、女性0.6%、昭和15年でも男性6.5%、女性0.8%であった。もっとも、これらの環境下でも女性への門戸開放がなされたことは画期的なことであったと思う。

その後は戦時色が強まる中、女性教育の拡充は最期待もできず、戦況の悪化により教育は崩壊の一途を辿るだけとなる<sup>60)</sup>。昭和18年(1943)に戦時統制により中学校・高等女学校・実業学校が旧制中等教育学校として法制上統合され、修業年限も4年に短縮された<sup>61)</sup>。昭和20年(1945)3月には決戦教育措置要綱が閣議決定され、昭和20年度の授業は停止され、5月の戦時教育令では授業の無期限の停止が法制化されてしまう。これらが回復し発展していくのは戦争終結後である<sup>62)</sup>。

#### 4-3. 帝人事件～司法の独立の矜持を守る

(1) 帝人事件<sup>63)</sup>は、昭和9年(1934)に起きた政界・経済界を巻き込んだ汚職事件である。金融恐慌で倒産した総合商社の鈴木商店<sup>64)</sup>の系列だった帝国人造絹糸(帝人)の株式を、鈴木商店の復活を夢見る財界人が入手することで株価が高騰し、一部の財界人は大きな利益を得ていた。その株式は当時統治下にあった台湾銀行も債権の担保として所有していた。その後、日刊紙の時事通報社が突然に、「帝人株の取引に際して政治家絡みの贈収賄と銀行を巻き込む株不正取引があったのではないか」との憶測記事を掲載した。これが切掛けとなり、贈収賄疑惑を暴こうと検察が動き出した。その結果、帝人社長をはじめ台湾銀行頭取、実業家や大蔵次官などの高級官僚、そして政治家の中島久万吉商工大臣、

56) 女子部も法学部も共に在学期間は3年であった。

57) 裁判官と検事の候補生である司法官試補は「日本帝國男子」に限られていた。

58) 17人の女性(うち13人が明治大学女子部出身)が受験、全員不合格。3年目の昭和13年に3人が合格。全員が明治大学女子部から。

59) 旧制の高等師範学校、高等女子師範学校、専門学校、高等学校、大学予科、大学、大学院のこと。

60) 昭和20年2月に第32軍(沖縄守備軍)司令部が直接に沖縄県側に申し出る形式で県内15歳以上の高等女学校生徒による学徒隊の編成(ひめゆり学徒隊・白梅学徒隊など)を要請し、文部省もこれを決定している。

61) 修業年限3年の夜間高等女学校の設置も認められている。

62) 昭和20年8月21日に戦時教育令が廃止され、9月から授業再開。昭和22年の学制改革により学校教育法が制定され、6・3・3制、男女共学化が実現した。

63) 現在では、司法界のボス平沼騏一郎をバックにした検察のデッチ上げ事件だったとの有力説がある。

64) 鈴木商店は総合商社で大正年間には国家予算の2倍超(15億4千万円/1915年)、国民総生産の1割を占める売上を誇り当時の日本経済に大きな影響力を持っていた。昭和2年の金融恐慌はこの会社が倒産する程の経済危機であった。

三土忠造鉄道大臣ら16人<sup>65)</sup>が起訴された<sup>66)</sup>。

(2) 裁判は、昭和10年（1935）に始まり昭和12年（1937）まで2年間も掛かった。裁判前の予審<sup>67)</sup>では全員が自白していたが、逆に本訴では16人全員が罪状を否認した。検察の捜査は自白中心で杜撰であり物的証拠についても犯罪性は見当たらず<sup>68)</sup>、逮捕者の勾留期間は200日に及んで、検察の強引な取り調べが自白強要に繋がったとの人権蹂躪の批判もあり、結局は全員が無罪となった。

判決文は、事件の事実無根を強調したものであり、「検察側が提示する証拠は、自白を含めどれも信憑性に乏しく……あたかも水中に月影を掬（きく）するが如し」<sup>69)</sup>という名文句を使って全員に無罪判決を下している。これを起案したのは左陪席裁判官で戦後最高裁長官を務めた石田和外<sup>70)</sup>であった。この趣旨は証拠不十分だから無罪とするのではなく、犯罪の事実そのものが存在しない検察による捏造であると判決したものだ。政争に絡む政治的圧力があり、司法省が裁判官の人事権<sup>71)</sup>を掌握している中で、司法権の独立を守るべく、公正な判断により正義を守った判決であった。検察は控訴せず第一審で全員の無罪が確定した。

(3) この事件で政府批判は高まり、斎藤実内閣は総辞職している。この帝人事件が当時の日本の政治不信を高め、軍国主義化の要因のひとつになったのではないかと考えている<sup>72)</sup>。その後は戦況の悪化とともに司法権の独立も侵害され始めていく。なお、昭和17年（1942）2月公布の戦時刑事特別法<sup>73)</sup>では、戦時の刑事弁護人を制限し判決書の簡素化なども定められた。昭和18年（1943）10月の同法改正では、当時の刑事訴訟法の罰金又は科料の略式命令は、1年以下の懲役や禁錮、拘留も科することができる特例を定め、明治憲法の意図するところから逸脱気味になっていく<sup>74)</sup>。

65) 島田茂（台湾銀行頭取）、柳田直吉（台湾銀行理事）、越藤恒吉（台湾銀行整備課長）。高木復亨（帝人社長）、岡崎旭（帝人常務）、長崎英造（旭石油社長）、小林中（富国徴兵保険支配人）、黒田英雄（大蔵次官）、大久保偵次（大蔵省銀行局長）など。

66) 証人の数は予審喚問で185人、公判で140人、公判開廷数は265回に及び、裁判史上空前の規模で展開された。波多野聖『疑獄—小説・帝人事件』扶桑社 106頁引用

67) 予審制度は、明治憲法下の旧刑事訴訟法による。公判前に予審判事が取り調べ公判に付すべきか否かを定める手続。検察官は、地裁管轄事件では直接に公判請求又は予審請求することができた。予審は原則として検察官から請求を受けた事件に限られた。昭和22年5月に廃止された。

68) 株券譲渡の主張も、株券は台湾銀行金庫内に存在していた。

69) 「あたかも水中に月影をすくいあげようとするかのごとし」の意。

70) 石田和外（1903～1979）。東京帝国大学法学部卒。戦前は判事で司法省勤務、後に第5代最高裁判所長官。帝人事件の第一審裁判の名判決で「司法界に石田あり」と一躍注目される。昭和22年に司法省人事課長に就任。昭和23年に最高裁判所事務総局の人事課長・人事局長・事務次長、東京地裁所長、最高裁事務総長、東京高裁長官を歴任。

71) 戦後に法務省が法務行政を行い、裁判官の人事権や司法の運用は最高裁判所と事務総局の範疇となった。

72) 司法省職員のうち、裁判官で戦争犯罪人（主に思想抑圧関与、政治犯を作り出した罪）・公職追放となった者は一人もいない。戦前は判事懲戒法や裁判官人事権に基づき、検察官が裁判官の人事等に関与できたという事情がある。

73) 昭和17年3月に施行された。

74) 昭和21年1月に特例は廃止された。

#### 4-4. 尾崎行雄不敬事件～司法権の独立維持への努力

昭和15年（1945）10月に大政翼賛会が結成されたのと軌を一にして、立憲政友会や立憲民政党、社会大衆党など保守政党から無産政党まで全ての合法政党が自発的に解散して、これに合流している。また、大東亜戦争の開戦により衆議院議員選挙は特例法により議員任期を1年延長していた。第21回衆議院議員総選挙は、このような中で、昭和17年（1942）4月30日を投票日として実施された。後に翼賛選挙と呼ばれることになる。この選挙では、翼賛政治体制協議会が院内会派として翼賛議員連盟を結成した。政府は、ここに加盟し戦争遂行に協力する候補者を推薦議員として、戦時機密費などから予算を付けて支援し、非推薦の無所属議員には官・民・軍ぐるみで、積極的な妨害や非協力などによる圧力をかけて選挙運動に支障を来たすようにした。

このような中で、第1回衆議院議員総選挙から連続当選を続け、当時から憲政の神様と呼ばれていた尾崎行雄<sup>75)</sup>は、東條首相に対して、「憲政史上例をみない翼賛選挙だ」として、政府が中立の態度をとるよう要望する公開意見書を提出し、各地の非推薦候補者に対する支援活動を積極的に行い、東京市長時代に助役を務めた田川大吉郎の選挙応援にも駆けつけて応援演説を行った。その演説中に「売家と唐様で書く三代目」という川柳を引用しながら、帝國憲法公布以来の立憲政治も52年を経て孫の代で、その精神は翼賛選挙によって踏みにじられたと東條内閣を強烈に批判した<sup>76)</sup>。

この発言に東條英機首相は激怒し、「明治維新から3代目の昭和天皇が国家を潰すと擲諭したもの」だと解釈して、政府として不敬罪で告発した。そして、尾崎行雄は、投票日1週間前に東京地検に拘束され巣鴨拘置所に送致された。流石に1日で釈放されて選挙でも再選を果たしたが、最終的には起訴された。昭和17年12月に東京地裁は懲役8ヶ月執行猶予2年の判決を下した。

これに対して尾崎代議士は大審院に上告<sup>77)</sup>した。昭和19年（1944）6月27日に大審院の三宅正太郎裁判長<sup>78)</sup>は、「謹厳の士、明治大正昭和の三代に使える老臣なり。その憲政上における功績は世人周知の処」との理由で、不敬罪の成立を否定して無罪判決を下した。戦時下においても司法の良識が発揮され、後述の衆議院選挙無効判決（鹿兒島選挙区）と共に司法権の独立が守られた事例となっている。

75) 尾崎行雄（1858～1954）。衆議院議員25回当選、戦前戦後を通じて議員を63年間務めた。その間に文部大臣、司法大臣、東京市長を歴任している。

76) 演説要旨は「天皇は三代目だが、憲法があるから、いわゆる三代目にはならない。問題は独伊にかぶれて翼賛会などというものをつくり、政府がそれに選挙資金を出し、官選に等しいようにすることは、憲法を否定するに等しい。お前たち昭和人も三代目、その三代目がそんな動きに流されて憲法を否定するような投票を行えば、天皇以下全員が本当に三代目になってしまう」で、三代目の箇所を指摘された。山本七平『裕仁天皇の昭和史』祥伝社 2004年 254頁引用

77) 当時は戦時刑事特別法で二審制の特別措置が採られていた。

78) 裁判長は三宅正太郎（1887～1949）。東京地裁所長、札幌控訴院長、長崎控訴院長を経て、昭和15年司法次官。昭和16年9月に大審院刑事部長。戦後に貴族院勅選議員。初代中央労働委員会会長も務める。

#### 4-5. 大審院衆議院選挙無効判決～戦時統制下での司法権の独立

大審院の第三民事部による昭和20年（1945）3月の鹿児島2区選挙無効判決<sup>79)</sup>は、国家総動員の戦時体制下において司法権の独立を維持した判決である。この事案の概要は次のようなものであった。

政府は、翼賛政治体制協議会（院内会派は翼賛議員連盟）の推薦を受けられなかった非推薦候補者に対して、官・民・軍ぐるみの圧迫が掛っていた。この結果、鹿児島県第2選挙区（定数4）から非推薦候補として出馬し、落選した富吉榮二<sup>80)</sup>は、政府や軍の主導関係機関は当該選挙において推薦議員4名<sup>81)</sup>を当選させるために明らかな選挙妨害を非推薦議員の選挙活動に対して行ったとして、選挙の無効を訴えて提訴した<sup>82)</sup>。当時の選挙無効の訴えは大審院による一審制であったので、大審院第三民事部<sup>83)</sup>が担当することになった。当該訴訟の審理に際して、吉田久裁判長<sup>84)</sup>は4人の陪席裁判官と一緒に鹿児島県に向き、積極的な協力を得にくい状況ながらも司法調査権を行使して鹿児島県知事らの証人尋問を行った<sup>85)</sup>。

選挙から3年後の昭和20年（1945）3月に、推薦候補者の当選を目論んだ不法な選挙運動が組織的に行われた事実について職を賭けて認定し<sup>86)</sup>、「自由で公正な選挙ではなく、規定違反の選挙は無効となる旨を定めた衆議院議員選挙法第八十二条に該当する」として選挙の無効とやり直しを命じ、更に戦時の統制下にありながらも「翼賛選挙は憲法及び選挙法の精神に照らし大いに疑問がある」<sup>87)</sup>と指摘した政府批判の判決を下した<sup>88)</sup>。

その後、大審院の選挙無効判決を受けて、直前に鹿児島空襲があったが3月20日に鹿児島県第2選挙区のやり直し選挙が行われた。やり直し選挙では、当選者に変化は無かったものの、当選した推薦候補者の得票数は大幅に減り、非推薦候補者は得票数を増やしており、これは政府の選挙妨害や戦争遂行に対する批判票と思われる。

なお、再選挙投票日の5日後には、衆議院議員補欠選挙等の一時停止に関する法律が成立し、補欠選挙や再選挙の規定が厳しくなり再選挙がし難いようになった。

---

79) 鹿児島2区選挙無効事件と呼ばれており、平成25年3月広島高裁の衆院選無効判決まで唯一の国政選挙無効判決。

80) 富吉榮二（1899～1954）農民運動家で戦前は社会大衆党の衆議院議員。戦後に日本社会党の結成に参加。芦田内閣で商工政務次官、逓信大臣を歴任。昭和29年9月26日の洞爺丸沈没事故で遭難し死去。

81) 浜田尚友、原口純允、東郷実、寺田市正の候補者4人。

82) 選挙無効の訴えは、福島県第2区、長崎県第1区、鹿児島県第1区、及び鹿児島県第3区選挙区でも起こされた。

83) 裁判長は吉田久、陪席裁判官梶田年、森田豊次郎、箕田正一、古川鉦一郎。

84) 吉田久（1884～1971）。貴族院議員、戦後は中央大学法学部教授、千葉商科大学教授を歴任。

85) 清水聡『気骨の判決』新潮新書 2008年 152～153頁参照

86) 実際にも判決4日後に裁判官を辞職している。

87) 泉徳治・矢澤久純・清水聡『戦時司法の諸相』溪水社 2011年 97頁参照

88) 判決文の写しは残存していたが、原本は空襲で焼失したとされていた。1985年8月に最高裁の倉庫で40年ぶりに発見された。なお、他の同様の四つの選挙無効の訴えはそれぞれが棄却されている。

#### 4-6. 小括

戦前に、普通選挙制度、婦人公民権、労働組合法、健康保険法、知事公選制、陪審制度や自作農の拡大を目指した農地改革などの様々な民主的諸施策の実行又は計画化は、占領初期の占領政策の迅速な展開に役立つことになり、これらの考え抜かれた高い政策能力と実行力は、GHQ に著しい好印象を与えている。

また、事例として取り上げて検証した、女性の高等教育は、昭和7年頃には男女同一の教育の品質が保たれたものとなり、世界でも高水準の教育が行われた。これらの教育政策の実践は、戦後にGHQが進めた民主教育の振興を予想以上に容易にしている。

そして、司法権の独立についても、三権の中では、戦時色濃い中でさえも、唯一つ奮闘し独立性を保ち続けた。事例として検証した大審院の裁判でも、石田和外、吉田久、三宅正太郎による職を賭けての裁判審議と判決の動向はこれらを裏付けるものであり、戦後の公職追放の対象者に裁判官がいなかったのは、この証左でもある<sup>89)</sup>。

このような、我が国の戦前期の民主主義的傾向のある諸政策の実績と、戦前戦中を通じての司法権の独立を保持しようとの姿勢について、米国知日派<sup>90)</sup>もよく日本を研究しその知見を得ており、これらを大いに評価した上で、ポツダム宣言に「民主主義的傾向の復活強化」の文言を入れることになり、GHQの占領政策の反映にも繋がっていったと考えている。

### 5. 適法に改正された日本国憲法～押し付け法典の実相

(1) 日本国憲法はその成立過程に鑑みて、GHQからの押し付けられた法典である。しかしながら、占領下に国の基本体系を変革することを禁じている国際法に反する措置であるとか、法的手続に瑕疵があるなどとして、現憲法が無効であるなどとの意見には与しない。

戦後、普通選挙法で選ばれた婦人議員も含む衆議院で4カ月近く審議され、「生存権、国際法規の遵守、過半数文民」やいわゆる「第9条2項芦田修正」など一部の修正も、擬態ながらも適法に日本国側の意思として加えられている。また、昭和22年(1947)4月に新しくできた参議院も加わった国会で、日本国憲法施行後1年2カ月以内に再検討の機会を与えるとのマッカーサーの約束に従った超法規的な機会付与による改正の審議がなされ、昭和23年(1948)8月開催の国会でも再び同じく審議されている。しかし結局のところは、何れも改正されなかった。しかしこの背景には、独立を急ぎたい日本国政府の寸度の姿勢があったからだと思う。昭和27年(1952)4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効し、国家主権を回復し独立する。GHQは独立時の憲法の再検討も容認していたが、当時の国民に概ね好感を以て受け入れられており、吉田茂首相は改正の見送りを決断

89) 裁判官でも三宅正太郎など司法次官など行政職等を務めた4名は公職追放となっている。

90) スティムソン陸軍長官、グルー國務長官代理、ドーマン國務長官特別補佐官など。

している<sup>91)</sup>。

(2) これらにつき考察すると、日本国憲法は確かに押し付けられたものだが、神武の帝より連綿と続く皇室の御安寧を願う当時の多数の国民感情、そしてその時代の日本を取り巻く国際環境により、国民に受け入れられていたのは事実であり、当時の政府の判断は妥当であろう。また、法的手続の瑕疵についても、その後、新しい普通選挙制度に基づく、帝国議会の両議院議員による圧倒的な支持を得ており、日本側の意向で改正も加えられたことは、重要な経緯である。そして、GHQの二回に亘る改正容認の機会にも関わらず、改正しなかったことにも注目すべきである。このような様々な理由によって、単純に押し付け憲法だから無効との意見には賛成しかねる<sup>92)</sup>。

## 6. 結語

(1) 日本国憲法制定の法理は、憲法改正無限界説に基づく協定憲法説或いは欽定憲法説に立って論じれば、改正明治憲法としての法的連続性が保たれていることを容易に説明ができる。しかしその実は、これらの法的根拠は、万世一系の天皇を主とする國体を補強するものに過ぎないと思う。

確かに、天皇と皇室制度が、戦争に負けたにも拘らず存続することになったのは、米国の知日派グループが天皇の特別な存在を保持することが、平和的な占領政策の実現や反共政策の展開による極東地域での優位性の保持など、米国の国益に適うとして、その存続を認めるよう米国大統領や世論に働きかけてくれたことが大きい。これらはポツダム宣言の発出の直前まで宣言条項に「再び侵略を意図せざることを世界が完全に納得するに至った場合には現皇室の下における立憲君主制を含み得るものとする」<sup>93)</sup>との文言が残置されていたことから伺い知ることができる。これは発出された同宣言の第10項「民主主義的傾向の復活強化」及び第13項「日本国軍隊の無条件降伏」の文言の維持を支える基底ともなった。これらこそ当に、天皇と皇室制度が認められ存続することになる要因となったのである。

(2) 天皇の権能は、権力に非ず、万世一系の権威の保持に他ならないものであり、古代より連綿として国民の敬愛を一心に集めてきている。そもそもは時代ごとの政治動向によって、権力としての国家統治機能と権威としての統合象徴機能が錯綜していた<sup>94)</sup>。「権威と権力」又は「権威だけ」の時代があり、寧ろ権威としての統合象徴の単独機能の方が室町時代以降は主流であり、明治憲法下の天皇の権能（国家統治機能＋統合象徴機能）は稀な事態であった<sup>95)</sup>。これが幸いし、日本国憲法下の象徴についても、実のところは、明治

91) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 53～54頁引用

92) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 54頁引用

93) 小川光夫編著『制定秘話から学ぶ日本国憲法』清水書院 2000年 12頁引用

94) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 63頁参照

95) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 64頁参照

維新前に戻られただけで、国民は受け入れやすかったと思う。

故に、天皇と皇室制度が維持されることで、戦争には負けたものの、国民の天皇と皇室への敬愛、確りと機能していた政府、激しく祖国のために戦った英霊に護られて、日本国の戦前と戦後には社会的及び文化的連続性が生じるようになった。これに戦前の民主主義的政策の数々の実績の評価と平和指向の政治家への信頼性の担保として、政府の間接統治及び国内行政組織の活用が実現し、改正明治憲法としての日本国憲法の成立と運用に繋がっていく。

これらに鑑みて、憲法改正無限界説に則った精微な法的手続き等による法的連続性の維持を主体として、社会的及び文化的連続性が補完されることで、「戦前も戦後も日本は日本であり、当然ながら日本国民もまた同じ」との、現代における國体護持に繋がっていると考える次第である。

## 参考文献

- 大石義雄『日本国憲法論（増補版）』嵯峨野書院 1980年  
大石憲法研究所編『日本国憲法史と日本国憲法』嵯峨野書院 1985年  
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第八版）』岩波書店 2023年  
池田実『憲法（第2版）』嵯峨野書院 2016年  
中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年  
中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年  
久田栄正『帝國憲法崩壊史』法律文化社 1970年  
駒村圭吾・吉見俊哉編著『戦後日本憲政史講義』法律文化社 2020年  
庄司克宏『日本国憲法の制定過程』千倉書房 2017年  
富永健・岸本正司『教養憲法11章』嵯峨野書院 2014年  
柳瀬昇『憲法』新世社 2023年  
樋口陽一・大須賀明『日本国憲法資料集』三省堂 2000年  
東裕・杉山幸一編『日本国憲法』弘文堂 2022年  
瀨瀬厚『「戦争をする国」日本と反戦・護憲運動のこれから』日本機関紙出版センター 2023年  
小川光夫『制定秘話から学ぶ日本国憲法』清水書院 2000年  
浅田正彦『国際法（第5版）』東信堂 2022年  
立作太郎『戦時国際法（復刻版）』呉PASS出版 2020年  
西谷敏『労働法（第3版）』日本評論社 2020年  
中川直毅『キャリア論と労働関連法24講』三恵社 2024年  
義井博『昭和外交史（三訂増補版）』南窓社 1990年  
木田道太郎『新講昭和史』啓文社 1992年  
清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年  
吉川隆久『昭和戦中期の議会と行政』吉川弘文館 2005年  
宮田光史『戦時期日本の翼賛政治』吉川弘文館 2016年  
関口哲夫『昭和期の内閣と戦争指導体制』吉川弘文館 2016年  
泉徳治・矢澤久純・清水聡『戦時司法の諸相』溪水社 2011年

- 五百旗頭真『占領期—首相たちの新日本』読売新聞社 1997年  
清水聡『気骨の判決』新潮新書 2008年  
井上寿一『終戦後史』講談社選書 2015年  
千々和泰明『日米同盟の地政学』新潮選書 2024年  
楠綾子『現代日本政治史1—占領から独立へ』吉川弘文館 2013年  
古川隆久『ポツダム宣言と軍国日本』吉川弘文館 2012年  
古川隆久『戦時議会』吉川弘文館 2001年  
川口暁弘『ふたつの憲法と日本人』吉川弘文館 2017年  
廣部泉『日本評伝選 グルー』ミネルヴァ書房 2011年  
船山喜久彌『白頭鷲と桜の木—日本を愛したジョセフ・グルー大使』亜紀書房 1996年  
上前淳一郎『洞爺丸はなぜ沈んだか』文藝春秋 1981年  
波多野聖『疑獄—小説・帝人事件』扶桑社 2012年  
緒方竹虎『一軍人の生涯—提督・米内光政』光和堂 1983年  
吉次公介『日米安保体制史』岩波新書 2018年  
源川真希『総力戦のなかの日本政治』吉川弘文館 2017年  
読売新聞社編『昭和史の天皇1 空襲と特攻隊』中公文庫 2011年  
読売新聞社編『昭和史の天皇2 和平工作の始まり』中公文庫 2011年  
読売新聞社編『昭和史の天皇3 本土決戦とポツダム宣言』中公文庫 2012年  
読売新聞社編『昭和史の天皇4 玉音放送まで』中公文庫 2012年  
読売新聞戦後史班編『昭和戦後史「再軍備の軌跡」』中公文庫 2015年  
半藤一利『昭和史』平凡社 2004年  
長谷川毅『暗闘—スターリン、トルーマンと日本降伏』中央公論新社 2006年  
雨宮昭一『占領と改革』岩波新書 2008年  
青山誠『三淵嘉子』角川文庫 2024年  
佐賀千恵美『三淵嘉子の生涯』内外出版 2024年  
山本七平『裕仁天皇の昭和史』祥伝社 2004年  
加瀬英明『昭和天皇の苦悩—終戦の決断』勉誠出版 2019年